第 5 編

民 生

		— Þ	3	容 ——	
1	福祉	止手当月	助成一賢	這表	5 9
2	生	活(呆 護	等	7 0
3	児	童	福	祉	7 1
4	障	害 ā	者 福	祉	7 5
5	高	龄	者 福	祉	7 6
6	国	民	年	金·······	7 7
7	国	民 健	康 保	険	7 8
8	健	康	福	祉	8 1

1 児童・障害者・高齢者の福祉手当助成関係

名 称	関係法令	対象者	説明			
子ども医療費支給	子ども医療費支給に 関する条例	通院 : 中学校3学年修了の3月31日まで 入院 : 中学校3学年修了の3月31日まで	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて支給所得制限なし 県 1/2 補助(小学校就学前児童分のみ)※県制度の、支給対象は小学校就学前児童			
ひとり親家庭等医療 費支給	ひとり親家庭等の医 療費の支給に関する 条例	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する 年度末までの児童と、その母又は父等	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて 所得制限あり 県 1/2 補助	支給		
児童手当	児童手当法の一部を改正する法律	15歳の到達後最初の3月31日までの間にある子ども(中 学校修了前の子ども)を養育している生計の主体者	支給額	i) に		
児童扶養手当	児童扶養手当法	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する年度末まで の児童を養育している母又は父等	ついては7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする) 国庫負担金 1/3 1人 44,140円(全部支給) 所得制限あり(一部支給停止、全額支給停止) 2人 54,560円(全部支給) 3人目からは1人につき6,240円~3,130円を加算	Ī		
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法	20歳未満の精神又は身体に障害のある児童を家庭にお いて育てている人	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 o所得制限あり(全額支給停止)			
心臓病児童手術見舞 金	心臓病児童手術見舞 金支給要綱	18歳未満の児童	心臓病手術による入院に係る自己負担の2分の1を支給 支給限度額150,000円			

名 称	関係法令	対 象 者	説明		
子育て援助活動支援 事業利用料助成	子育て援助活動支援 事業利用料助成金交 付要綱	生活保護世帯・市民税非課税世帯 2人以上の児童のいる世帯(同月に2人以上の児童が利用 した場合のみ)	ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業1ヶ月の利用料の半額を助成する。それぞれ1万円を限度とする。		
小児慢性特定疾病児童 等助成	小児慢性特定疾病児 童等助成金支給要綱	埼玉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を 受けている者	15,000円/年度		
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	特別児童扶養手当法	重度の身体障害者又は知的障害者等	特別障害者手当 27,980円/月 障害児福祉手当 15,220円/月 福祉手当 15,220円/月 国3/4・市1/4 o所得制限あり		
重度心身障害者福祉 手当	重度心身障害者福祉 手当支給条例	身体障害者手帳 1 · 2級 療育手帳	1,750円/月 第2条第1号に該当する者 6,000円/月 第2条第1号以外に該当する者 o 所得制限あり(住民税課税者は支給停止)		
難病者福祉手当	難病者福祉手当支給 条例	埼玉県特定疾患等医療受給者証の交付を受けている者	4,000円/月 o所得制限あり(住民税課税者は支給停止)		
重度心身障害者の医 療費の助成	重度心身障害者の医 療費の助成に関する 条例	身体障害者手帳 1・2・3級 療育手帳	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて助成する。入院時の食事代は半額助成(20歳未満は全額助成)する。 県1/2補助(精神障害者保健福祉手帳1級の方については、精神病床の入院に係る費用は助成対象外) o 年齢等による資格制限あり o 所得制限あり		
意思疎通支援者派遣 事業	意思疎通支援者派遣 事業実施要綱	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者等	聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・要約筆記者を派遣する。		
身体障害者等診断書料交付	身体障害者等診断書 料交付要綱	身体障害者手帳取得、精神障害者保健福祉手帳取得、補装 具費の支給、日常生活用具の給付、難聴児補聴器購入費の 助成の申請に必要な診断を受けた者	診断書料の実費とし、1通につき5,000円を限度とする。		
補装具費の支給	障害者総合支援法	身体障害者手帳保持者または難病患者等で、補装具を必要 とする者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	車いす、補聴器等の費用(それぞれの基準額)を支給する。		
難聴児補聴器購入費 助成	難聴児補聴器購入費 助成事業実施要綱	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある児童等で、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付の対象とならない 者	別に定める算定基礎額の3分の2の額を補聴器購入費の一部として助成する。		
重度身体障害者居宅 改善整備費助成	重度身体障害者居宅 改善整備費助成事業 実施要綱	身体障害者手帳 1 、 2 級の者(下肢・体幹障 害)。ただし、介護保険適用者は対象外	対象経費の2/3とし、50万円を限度とする。		

名 称	関係法令	対 象 者	説明
身体障害者自動車運 転免許証取得費助成	身体障害者自動車運 転免許取得費助成に 関する要綱	身体障害者手帳保持者で一定の要件を満たす者	対象経費の2/3とし、 120,000円を限度とする。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者用自動車 改造費助成事業実施 要綱	身体障害者手帳保持者で一定の要件を満たす者	100,000円を限度とする。
重度心身障害者自動 車等燃料費助成	重度心身障害者自動 車等燃料費助成に関 する要綱	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳④・Aの交付を受けていて次の要件を満たしている者 の重度心身障害者が生業に使用し、又は家族等が重度心身障害者のために通所・通学・通院等に使用する自動車等 の自動車等は重度心身障害者又はその者と生計を同じにする者の所有であるもの	ガソリン 1ℓ につき 55 円とし、月 50ℓ を限度とする。(自動二輪車・原動機付自転車は 10ℓ 限度)軽 20 経 20 を限度とする。 LPG 20 につき 25 円とし、月 20 を限度とする。 (重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成との併給は不可)
障害者日常生活用具 の給付	障害者日常生活用具 給付事業実施要綱	障害者、障害児、難病患者等で、日常生活用具を必要とす る者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	在宅の障害者に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、居宅生活動作補助用具、点字タイプライター、訓練いす、訓練用ベッド、電磁調理器、盲人用体温計(音声式)、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、頭部保護帽、入浴補助用具、トイレチェアー、聴覚障害者用情報受信装置、ストマ用装具、点字図書、盲人用体重計、ネブライザー、携帯用会話補助装置、視覚障害者用誘導装置、車椅子用段差昇降機、点字ディスプレイ、携帯用信号装置、電気式たん吸引器 人工内耳用電池、カーシート、パルスオキシメーター等
重度心身障害者福祉 タクシー利用料金助 成	重度心身障害者福祉 タクシー利用料金助 成に関する要綱	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A・A	タクシーを利用する際、1回の乗車につき(初乗運賃相当額の2倍以上の料金の場合)2枚まで使用することができ、1枚につき初乗り料金相当額を助成する。利用券は月5枚の割合で年度当初に交付する。(重度心身障害者自動車等燃料費助成との併給は不可)
聴覚障害者用福祉電 話基本料金等助成	聴覚障害者用福祉電 話基本料金等助成に 関する要綱	聴覚機能障害3級以上及び音声又は言語機能障害で身体 障害者手帳の交付を受けている者	基本料金(回線使用料、配線設備使用料、機器使用料、リース料)及び購入設置費を助成する。 o 基本料金 月額の6/10 o ファクシミリ 購入設置費の6/10とし、60,000円を限度とする。 o 電話又はフラッシュベル 購入設置費の6/10とし、12,000円を限度とする。
障害者等の補装具購 入等に係る利用者負 担に対する助成	障害者等の補装具購 入等に係る利用者負 担に対する助成実施 要綱	身体障害者補装具、障害者日常生活用具、小児慢性特定疾 患児日常生活用具の給付対象となった者 難聴児補聴器購入助成の対象となった者	補装具の交付、修理、日常生活用具の給付等に係る自己負担金を助成する。

名称	関係法令	対 象 者	説明
地域活動支援センタ ー (サービス向上型) 等通所者奨励金支給	地域活動支援センタ ー(サービス向上型) 等通所者奨励金支給 要綱	地域活動支援センター (サービス向上型) 等に通所してい る者	1カ月の通所日数が15日以上ある者に月額2,000円の通所者奨励金を支給する。
知的障害者総合補償 制度保険料の助成	知的障害者総合補償 制度保険料の助成に 関する要綱	知的障害者	知的障害者が加入する総合補償制度保険料の一部(課税世帯は保険料の1/2で4,000円が上限、非課税世帯は保険料の7/10で、11,900円が上限)を助成する。
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事 業実施要綱	入間市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要 綱第2条に該当する者	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、歩行支援用具、電気式たん吸引器、特殊便器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系・尿路系)(在宅以外の者についても対象)、人工鼻
在宅重度身体障害者入浴サービス事業	在宅重度身体障害者 入浴サービス事業実 施要綱	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者(ただし介護保険適用者は介護保険優先)。	月4回を限度として、入浴サービスを提供する。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%(障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の 場合は無料)、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
介護給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも 負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
訓練等給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)、共同生活援助(グループホーム)、就労定着支援、自立生活援助利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害者医療費	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	障害に係る医療費の公費負担制度(精神通院医療、更生医療、育成医療) 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害児通所支援	児童福祉法	障害児等	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯(非課税世帯)は無料、課税世帯でも 負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。3歳児~5歳児 無償化(3歳に到達後最初の 4/1~就学 するまで)
相談支援	障害者総合支援法 児童福祉法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等、家族、介護人、関係者	障害福祉サービスの情報や専門機関の紹介、福祉サービスの手続きの支援等を行う。また、日常生活で困ったことを一緒に考えて、その解決方法を見つけていく。 地域計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、障害児相談支援

名 称	関係法令	対 象 者	説明
障害者就労支援	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、家族、関係者	求職相談、就労継続支援、離職後の支援等を行う。また、相談支援センターの相談支援専門員と連携し、 生活と就労の支援を総合的に行う。
障害者移動支援	障害者移動支援事業 実施要綱	視覚障害者又は全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。 利用は1カ月当たり60時間を限度とする。 利用料は利用時間により異なる。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%(障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料)、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
障害者地域活動支援 センター事業	障害者デイサービス 事業実施要綱 地域活動支援センタ ー(サービス向上型) 事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流等の便宜を図る。 デイサービスの場合は、障害程度により利用料が異なる。 デイサービスの利用者負担は、課税世帯では利用料の5%(障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が 28万円未満の場合は無料)、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。 サービス向上型の利用者負担は無料。
障害者福祉ホーム事 業	障害者福祉ホーム事 業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居住室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う。
障害者日中一時支援	障害者日中一時支援 事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労及び障害者等を日常的に介護している 家族の一時的な休息等の支援を図る。 利用料は障害程度により異なる。利用者負担は、課税世帯では利用料の5%(障害児の場合は、世帯員の 所得割額の合計が28万円未満の場合は無料)、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
生活ホーム事業	生活ホーム事業実施 要綱	身辺自立している身体障害者及び知的障害者	自立した生活を望みながら家庭環境、住宅事情等により自立が阻害されている身体障害者及び知的障害者が入居し、その社会的自立を助長するための指導及び援助を行う。(自己負担額有)
心身障害者生活サポ ート事業	心身障害者生活サポ ート事業実施要綱	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等	障害者の方へ1年度150時間を限度として外出援護等のサービスを提供(自己負担額有)
心身障害者通学等移 動介護人派遣事業	入間市心身障害者通 学等移動介護人派遣 事業実施要綱	市内在住で、小中学校、高校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学等に通学する者で、身体障害又は知的障害があり、1 人での通学が困難であると認められる者	就学する心身障害者に対し、通学等が円滑に行えるよう介護人を派遣することにより、心身障害者の自立 と社会参加を促進し、心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする事業

名 称	関係法令	対 象 者	説明		
敬老祝金	敬老祝金等支給条例	9月15日現在引続き1年以上市内に居住し、年度中 に77歳、88歳、99歳に達する方	民生委員・児童委員協議会の協力を得て、9月中に敬老祝金等支給対象者に直接支給する。 年齢 金額 77歳 祝 品 88歳 5,000円 99歳 10,000円		
養護老人ホームへの 入所	老人福祉法 老人ホーム入所等判 定委員会条例	65歳以上の老人で、環境上及び経済的理由により、 家庭での養護を受けることが困難な方	入間市老人ホーム入所等判定委員会により入所の要否を判定する。		
在宅高齢者等おむつ 事業	在宅高齢者等おむつ 事業実施要綱	市内に居住し、本市の介護認定審査会において要支援 以上の認定を受けた在宅の高齢者等で常時失禁の状 態にある方	紙おむつの給付…指定業者の中から1業者を選択。月額5千円を限度に給付。自己負担1割。 布おむつの貸与…1月あたり720枚以内を貸与。自己負担1割。		
ねたきり高齢者等寝 具乾燥車派遣事業	ねたきり高齢者等寝 具乾燥車派遣事業実 施要綱	市内に住所を有する常時臥床している65歳以上の 者で家族が寝具乾燥を行うことが困難な方。世帯の全 員が75歳以上の方。身体障害者手帳1,2級を所持 しており、本人および家族が寝具乾燥を行うことが困 難な方	月1回程度、寝具乾燥車を無料で派遣する。		
ねたきり高齢者等介護手 当	ねたきり高齢者等介 護手当支給条例	市内に住所を有する介護保険で要介護の認定を受け、 常時臥床の状態またはこれに準じる状態が6か月以 上継続している65歳以上の者を常時介護している 方	支給額…月額5,000円 ただし、介護を受けている者及び介護者が市民税非課税世帯に属する場合は10,000円 支給月…4月・8月・12月		
一人暮らし高齢者等 緊急通報システム事 業	一人暮らし高齢者等 緊急通報システム事 業実施要綱	市内に住所を有する日常生活に不安のある 75 歳以上のひとり暮らし、日中独居者及び 75 歳以上の世帯 ※身体障害者手帳 1・2級所持者、6 5歳以上で心身 の状況により常時注意を必要とするひとり暮らし、日 中独居者も対象	緊急通報装置設置、非常用ペンダントの貸与。緊急通報装置または非常用ペンダントのボタンを押すと電話線、または、無線通信にて警備会社に連絡。必要に応じ救急車、消防車の出動要請をする。所得に応じて自		
老人憩いの家事業	老人憩いの家設置及 び運営管理要綱	原則として市内に居住する60歳以上の方	市内に居住する高齢者に対して健全な憩いの場を提供し、心身の健康増進を図るため、高齢者の身近な地域に 気軽に利用できる施設を整備するもの。施設の利用促進を図るために日常管理については地域の老人クラブに 委託している。		

名 称	関係法令	対 象 者	説明	
要援護高齢者等タクシー利用料金の助成	要援護高齢者等タク シー利用料金助成に 関する要綱	市内に住所を有する介護保険の要支援及び要介護の 認定を受けた者(重度心身障害者福祉タクシー利用料 金助成に関する要綱に該当するものを除く)	1枚500円のタクシー利用券を申請により配布する。1回の利用に2枚まで使用所に限る) 申請月 枚数 4月から6月 24枚 7月から9月 18枚 10月から12月 12枚 1月から3月 6枚	できる。(利用は通院、通
高齢者等支援事業利 用者負担軽減事業	高齢者等支援事業利 用者負担軽減事業実 施要綱	市内に住所を有し、本市の介護認定審査会において認 定を受けている低所得者(住民税非課税世帯に属する 者等)	介護保険利用料(在宅サービス)自己負担分について一部助成する。	助成割合 2分の1 2分の1 4分の1
ねたきり高齢者等訪 問理容・美容サービス 事業	ねたきり高齢者等訪 問理容・美容サービ ス事業実施要綱	市内に住所を有し、要介護の認定を受けた者(要支援 は除く)のうち、病気等により常時臥床の状態又はこ れに準ずる状態にあって、その状態が3ヶ月以上継続 している者(入院・入所している者は除く)	1枚2,500円の利用補助券を申請により配付する。1回の利用に1枚使用でき申請日 枚数 4月から9月 4枚 10月から3月 2枚	ే.
認知症高齢者等支援 事業 (位置情報サービス)	認知症高齢者等支援 事業実施要綱	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ①65 歳以上の者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ②療育手帳の交付を受けている者で、外出中に行方不明になるおそれのある方 ③40 歳以上であって、かつ、要支援または要介護認定を受けている者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ④器質性精神障害があり、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ⑤前各号に掲げる方のほか、市長が必要と認めた方	外出中に行方不明になるおそれのある高齢者等に、位置情報通信端末機を貸与する 者の所在地を把握し、早期保護及び安全確保を図る。 所得に応じて自己負担がある。	ことで、行方不明時に対象

名 称	関係法令	対 象 者	説明
認知症高齢者等支援 事業 (身元確認支援サービ ス)	認知症高齢者等支援事業実施要綱	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ①65 歳以上の者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ②療育手帳の交付を受けている者で、外出中に行方不明になるおそれのある方 ③40 歳以上であって、かつ、要支援または要介護認定を受けている者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ④器質性精神障害があり、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ⑤前各号に掲げる方のほか、市長が必要と認めた方	外出中に行方不明になるおそれのある高齢者等に身元確認の助けとなる物品を交付し、早期保護及び安全確保を図ることで介護する者の精神的負担を軽減する。 交付物品 ①爪Qシール(入間市名称及び身元特定番号、市役所の電話番号が登録されたQRコードが記載され、主に爪に貼付するシール) ②かかとステッカー(入間市名称及び身元特定番号が印字された靴に貼付する蛍光ステッカー) ③キーホルダー(爪Qシールと同様のQRコードが入ったキーホルダー)
エンディングプラン サポート事業	エンディングプラン サポート事業実施要 綱	次の要件を全て満たす方 ①市内に居住する65歳以上の者 ②身寄りがない者又はそれに準じる者 ③生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。 ④本人及び同一生計の世帯員(以下「本人等」という。)の月収の合計が、生活保護法の規定による最低生活費に1.3を乗じて得た額(次号において「基準額」という。)以下であること。 ⑤本人等の預貯金の合計額が、基準額に12を乗じて得た額以下であること。 ⑥本人等に所有する不動産がない、又は本人等が所有する土地(マンションに係るものを除く。)に係る固定資産税評価額の合計が社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会による不動産担保型生活資金貸付けにおける所有不動産要件の概算評価基準額未満であること。	供すること。 ②生前契約を締結した高齢者について、次に掲げる事項に係る支援プラン(以下「支援プラン」という。)を 策定し、当該高齢者の死後の葬儀、納骨等の円滑な実施を図ること。 ア 生前契約の履行 イ 訪問、電話等による安否確認の実施(希望者に限る。)

名 称	関係法令	対 象 者	説明
介護保険	介護保険法	40歳以上	○介護が必要な方が介護保険のサービスを利用する場合は、要介護・要支援認定を受ける必要がある。(40歳から65歳未満の方は、特定の疾病が原因でなければ認定申請はできない。) ○審査、判定の結果、要介護又は要支援の認定がされると、次の介護保険サービスを受けることができる。(要支援の方は受けられないサービスあり) 〈居宅サービス〉訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、通所介護、短期入所、生活介護など 〈地域密着型サービス〉小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など 〈施設サービス〉小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など 〈施設サービス〉小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など 〈施設サービス〉 小護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ○要支援1、2及び基本チェックリスト等により総合事業の対象者と判定を受けた方は、訪問介護と通所介護は、次のサービスを利用することになる。 〈介護予防・生活支援サービス〉訪問型サービス、通所型サービス ○利用できるサービスの上限額(1か月当たり) 〈居宅サービス〉 (円) 要

名 称	関係法令	対 象 者			説	明	
				自己負担限度額(月額)			入院時食事代負担額
			所得	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)	(1食あたり)
					□ 算		
					460円(指定難病者は260円に据え置か		
	高齢者の医療の確保 に関する法律			現役 I	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合 はその超過分の1%を加算 (多数回該当44,400円)		月31日において、既 に1年を超えて精神病
後期高齢者医療制度 の自己負担額			一般 医療費 2割負担	一般Ⅱ	18,000円または 【6,000円+医療費が 30,000円を超えた場合、その超過分の10%を 加算】のうち低い方を適用 (年間上限14.4万円)	57,600円 (多数回該当44,400円)	床に入院中及び合併症 当により転退院した場 合で同日内に再入院す る方は、経過措置によ り260円に据え置か れます。)
			一般 医療費 1割負担	一般I	18,000円 (年間上限14.4万円)		
			低所得者 医療費	低所得者 区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までは210円 90日を超えると16 0円
			1割負担	低所得者 区分 I		15,000円	100円

名 称	関係法令	対	象	者	説	明
老齢福祉年金	国民年金法	・明治44年4月1 ・明治44年4月2 に生まれた人で、 間が1年未満で、 免除期間を合わせ 4年1か月から7	2日から大 国民年金 かつ保険 せた期間が	正5年4月1日 保険料納付済期 料納付済期間と 生年月日により	満70歳から支給 全部支給 406,100円/年	
拠 出 年 金	国民年金法					0円 0円 0円 5 =減額率 3 8 % 9 4 % 1 0 0 % 4 =減額率 9 0 0 4 % 9 5 0 2 % 1 0 0 0 % 3 , 7 5 0 円/年 5 , 0 0 0 円/年 5 , 0 0 0 円/年 2 , 6 0 0 円/年

2 生活保護等

	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在		
人口	146,808 人	146,074 人	145,360 人		
被保護世帯	1,049 世帯	1,064 世帯	1,051 世帯		
被保護人員	1,302 人	1,334 人	1,298 人		
保護率	0.887 %	0.913 %	0.893 %		

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
生活扶助	659,992,784	円	672, 785, 469	円	663, 219, 673	円
住宅扶助	392, 414, 308 F	円	412, 176, 181	円	412, 291, 989	円
教育扶助	7,188,178 F	円	6,948,603	円	6, 367, 977	円
介護扶助	93,540,934 [円	96, 716, 587	円	78, 772, 522	円
医療扶助	1,026,275,986 F	円	1,079,901,572	円	1,058,830,938	円
出産扶助	0 F	円	162, 650	円	489, 180	円
生業扶助	4,619,803 F	円	3, 768, 530	円	3, 642, 152	円
進学準備給付金	900,000 [円	800,000	円	700,000	円
就労自立給付金	636,328 F	円	381,956	円	1, 112, 070	円
葬祭扶助	4,526,924 F	円	3, 640, 114	円	4,050,981	円
保護施設事務費	1,799,775	円	2,714,786	円	4,049,052	円
日常生活支援 住居施設委託事務費	107,640 F	円	67, 080	円	265, 720	円
計	2, 192, 002, 660 F	円	2, 280, 063, 528	円	2, 233, 792, 254	円

住居確保給付金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
支給延べ人数	1,139 人	696 人	159 人		
支給金額	48,507,000 円	29,264,302 円	6,289,100 円		
1人あたり支給額	42,600 円	42,000 円	39,600 円		

3 児童福祉

(1) 公立保育所一覧表

令和5年4月1日現在

		保育実	施人数		
施設名	定員	三 歳 未 満 児	三 歳以上児	職員数	設置年月日
豊岡保育所				(9) [6]	昭 26. 9.16
	150	23	52	29	
金子第一保育所				(4) [7]	昭 30. 4. 1
亚1公 水台///	1 2 0	16	35	23	нд 00 . 1. 1
人 乙第二伊玄武				(5) [7]	昭 31. 5. 1
金子第二保育所	8 4	9	35	23	h⊟ 91° 9° 1
				(12)	п л 90 г. 1
藤沢保育所	1 2 0	30	62	[9] 43	昭 28. 5. 1
				(11)	
藤沢第二保育所	1 2 0	31	68	[8] 40	昭 45. 11. 1
		01	00	(7)	
宮 寺 保 育 所	1 2 0	18	30	[5] 26	昭 34. 4. 2
	120	10	30	(4)	
二本木保育所	6 0	9	31	[5] 22	昭 43. 4. 1
	0.0	3	31	(12)	
黒 須 保 育 所	0.0	1.7	20	1.6	昭 45. 1. 1
	9 0	17	38	16 (9)	
東金子保育所		0.0	45	[6]	昭 48. 8. 1
	9 0	23	47	(6)	
高倉保育所	_	_		[6]	昭 50. 6. 1
	9 0	17	43	(7)	
西武中央保育所				[6]	昭 53. 4. 1
	9 0	25	58	31	
 合 計				(86) [65]	
	1,134	218	499	303	

注 職員数() は臨時職員数再掲

^{〔〕}は嘱託職員数再掲

(2) 私立保育園・認定こども園

令和5年4月1日現在

		保	施人数		
施設名	定員	三歳	三 三 以 上 児	職員数	設置年月日
豊岡保育園	120	28	72	(4) 22	大 15. 4. 6
あけぼの保育園	120	37	72	(10) 34	昭 31. 4. 1
いるま保育園	120	55	76	(11) 32	昭 48. 4. 1
こどものくに保育園	9 0	30	60	(8) 29	昭 50. 6. 1
ゆりかご保育園	120	37	68	(5) 27	昭 52. 4. 1
しらさぎ保育園	9 0	39	60	(15) 31	昭 52. 4. 1
ChaCha Children Iruma	120	58	72	(22) 44	昭 54. 4. 1
あけぼの保育園分園	2 9	9	20	(1) 9	平 16. 4. 1
わかばの森保育園	2 0	23	0	(2) 11	平 17. 4. 1
杏ほいくえん	9 0	34	59	(12) 27	平 19. 4. 1
木の実保育園	6 9	31	40	(6) 26	平 19. 4. 1
むさしっこ保育園	6 8	29	34	(6) 23	平 20. 4. 1
どろんこ保育園	7 0	33	37	(15) 31	平 27. 4. 1
おおぎこども園	(教育) 15	0	18	(37)	\(\frac{1}{21} \tau \) 1
(認定こども園) 合 計	(保育) 120	49	65	65	平 31. 4. 1
おおぎ第二こども園	(教育) 15	0	15	(11)	△ 5
(認定こども園) 合 計	(保育) 6 0			35	令 5. 4. l
合 計	1,336	526	791	(165) 446	

注 職員数()は臨時職員数再掲

(3) 小規模保育

令和5年4月1日現在

		保育集	逐施人数		
施設名	定 員	三 歳	三 歳	職員数	設置年月日
		未満児	以上児		
すくすく保育園	1 9	16	0	12(5)	平 27. 4. 1
おひさま保育園	1 1	10	0	6(1)	平 27. 4. 1
武蔵藤沢めぐみ保育園	1 6	15	0	14(7)	平 27. 4. 1
みつばち保育園	1 9	18	0	11(5)	平 27. 7. 1
夢の森ほのぼのハニー 保育園	1 9	17	0	18(7)	平 29. 4. 1
スクルドエンジェル保 育園久保稲荷園	1 9	17	0	12(3)	令 3. 1. 1
むさし保育園	1 9	16	0	12(6)	令 3. 4. 1
合 計	1 2 2	109	0	85(34)	

(4) 学童保育室(公設公営20施設、*公設民営5施設)

令和5年4月1日現在

			字 年 別 内 訳							73 1 1		
名称	所在地	定員	1年	2年	学 3年	別 4年	内 5年	6年	合計		入室率 (%)	開設年月日 注 l
豊岡学童保育室	向陽台 1-1-14	40	4	9	11	6	3	0	33		82.5	昭 48.8.21 (R4.4.1)
豊岡第二学童保育室	向陽台 1-1-14	40	7	7	9	3	1	1	28		70.0	令 4.4.1
藤沢学童保育室	上藤沢 384-3	40	20	13	7	0	0	0	40		100.0	昭 51.8.1 (H6.4.28)
西武学童保育室	野田 498	40	18	17	4	1	0	0	40		100.0	昭 54.10.1 (平 27.4.1)
西武第二学童保育室	野田 498	40	20	16	4	0	0	0	40		100.0	平 27.4.1
東金子学童保育室	小谷田 1524	40	15	18	6	0	0	0	39		97.5	昭 56.6.1 (R4.4.1)
*藤沢北学童保育室	東町 7-7-1	40	14	10	9	3	0	2	38		95.0	昭 58.6.1 (R4.4.1)
*藤沢北第二学童保育室	東町 7-7-1	40	10	11	15	2	0	0	38		95.0	令 4.4.1
*藤沢北第三学童保育室	東町 7-7-1	40	15	10	11	3	1	0	40		100.0	令 4.4.1
高倉学童保育室	高倉 4-14-7	40	22	16	9	3	0	0	50		125.0	昭 59.4.1 (R4.4.1)
黒須学童保育室	春日町 2-14-59	70	29	33	23	0	0	0	85		121.4	昭 62.4.1
扇学童保育室	久保稲荷 5-7-14	60	23	15	14	0	0	0	52		86.6	平元.4.1
扇第二学童保育室	久保稲荷 5-7-14	50	17	10	11	0	0	0	38		76.0	平 22.4.1
*金子学童保育室	西三ツ木 150	50	7	13	6	2	2	0	30		60.0	平 2.7.1
*金子第二学童保育室	西三ツ木 150	40	7	10	10	3	2	0	32		80.0	平.4.1
狭山学童保育室	二本木 71-1	70	21	20	12	8	2	1	64		91.4	平 3.7.1 (H20.4.1)
藤沢南学童保育室	上藤沢 37-2	40	9	10	11	3	1	1	35		87.5	平 4.4.1 (H30.4.1)
藤沢南第二学童保育室	上藤沢 37-2	40	9	10	7	3	1	1	31		77.5	平 30.4.1
藤沢東学童保育室	東藤沢 7-9-1	70	10	13	12	5	0	0	40		57.1	平 5.4.1
藤沢東第二学童保育室	東藤沢 7-9-1	40	11	10	11	6	2	0	40		100.0	令 2.4.1
仏子学童保育室	仏子 433-1	50	7	15	13	5	3	0	43		86.0	平 8.4.1
宮寺学童保育室	宮寺 594-1	40	11	13	15	0	0	0	39		97.5	平 12.11.1
新久学童保育室	新久 500	60	9	18	9	5	1	1	43		71.7	平 17.4.1
東町学童保育室	向陽台 2-1009-3	55	12	16	12	9	1	1	51		92.7	平 19.4.1
東町第二学童保育室	向陽台 2-1009-3	40	16	11	3	3	1	0	34		85.0	平 31.4.1
合 請	†	1,175	343	344	254	73	21	8	1,043		91.5	

注1 開設年月日()は改築年月日

(5) 学童保育室(民設民営)

令和5年4月1日現在

h Th	所在地	定員		学 年 別 内 訳							関乳年日口	
名 称 			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	入室率 (%)	開設年月日	
アフタールーム「チポ リーノ」	下藤沢 1304-2	26	5	6	7	4	3	4	29	96.6	令 2.4.1	
LEGATO	扇台 6-10-22	20	5	6	6	8	4	0	29	150.0	令 4.4.1	
スキップキッズ	野田 554	40	2	2	3	1	0	0	8	20.0	令 5.4.1	
合 計		86	12	14	16	13	7	4	66	76.7		

4 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳所持者数

区 分	R3.3.31 現在	R4.3.31 現在	R5.3.31 現在
1 級	1, 468	1, 436	1, 424
2 級	6 0 9	6 0 1	6 0 1
3 級	6 3 2	6 1 7	6 2 2
4 級	1,015	1, 038	1035
5 級	2 3 3	229	2 3 4
6 級	2 2 0	227	2 3 4
計	4, 177	4, 148	4, 150

(2) 療育手帳所持者数

区	分	R3.3.	31 現在	R4.3.3	31 現在	R5.3.31 現在		
A	18歳未満	3 2	183	3 7	184	3 5	184	
(最重度)	18歳以上	151	103	1 4 7	104	1 4 9	104	
А	18歳未満	53	219	5 4	221	5 3	2 3 0	
(重 度)	18歳以上	166		167	221	177	230	
В	18歳未満	8歳未満 49 310	4 6	3 2 0	5 4	3 3 5		
(中 度)	18歳以上	261	510	274	5 2 0	281	333	
С	18歳未満	159	354	163	377	167	2.0.7	
(軽 度)	18歳以上	195	554	2 1 4	311	220	387	
⊒ 1.	18歳未満	293	1 066	300	1, 102	3 0 9	1,136	
計	18歳以上	773	1, 066	802	1, 102	8 2 7		

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	R3.3.31 現在	R4.3.31 現在	R5.3.31 現在
1 級	1 1 1	1 2 7	1 3 5
2 級	8 5 4	933	1, 007
3 級	496	5 3 4	572
計	1, 461	1, 594	1, 714

5 高齢者福祉

(1) 健康推進クラブ数(地区別)

令和5年5月1日現在

地区別	豊	岡	東金子	金	子	宮	寺	藤	沢	西	武	合	計
クラブ数		17	4		8		4		8		11		52
会員数		800	282		359		428		481		769	3	, 119

o 健康推進クラブへの補助金……3,978,800円 o 健康推進クラブ連合会補助金……558,400円

(2) 老人福祉センター ア 施設の概要

名		称	入間市老人福祉センター"やまゆり荘"
所	在	地	入間市宮寺2655番地1
敷	地 面	積	5, 660. 65 m ²
建	物面	積	建1,667.29㎡ 延1,533.45㎡
建	物 の 構	造	鉄筋コンクリート平屋建
利	用 定	員	230名
設	置年月	日	平成5年5月28日
建	設	費	628, 180, 000円 国庫補助金 91, 200, 000円 財源内訳

イ 使用料

			入間市・	所沢市・	飯能市・狭山市、	日高市に居住する	入間・所沢・飯 能・狭山市・日
区		分	65 歳以	、上の方	60 歳以上 65 歳 未満の方	その他 60 歳 未満の方	高市以外に居住する方
使	用	料	無	料	100円	200円	400円

ウ運動施設

名	称	施	設
ミニゴ	ル フ 場	ミニゴルフコース (9ホール)	

6 国民年金

(1) 被保険者加入状況

令和5年3月末現在

	区				分		人数
第	1	号	被	保	険	者	16,083人
任	意	加	入 被	保	険	者	247人
第	3	号	被	保	険	者	9, 228人
	É	<u>></u>			計		25, 558人

(2) 給付状況

ア 拠出年金(旧法)

令和5年3月末現在

区分	受給者数	金	額	備	考
老齢年金	181人	80, 954	,191円	5年年金含む	
通算老齢年金	134人	30, 339	,771円		
障害年金	21人	18,696	,550円		
母 子 年 金	0人		0円		
遺児年金	0人		0円		
合 計	336人	129, 990	,512円		

イ 基礎年金

令和5年3月末現在

区分	受 給 者 数	金	額
老齢基礎年金	41,967人	28, 291,	012,836円
障害基礎年金	1,165人	979,	610,850円
障害基礎年金(30条4)	1,107人	934,	432,500円
遺族基礎年金	224人	178,	421,794円
合 計	44,463人	30, 383,	477,980円

ウ福祉年金

令和5年3月末現在

区	分	受給者数	金	額	備	考
老齢福祉年	金	0人		0円	受給権者	人0

エ その他

令和5年3月末現在

区分	受 給 者 数	金	額
寡 婦 年 金	11人	4, 3	57,629円

7 国民健康保険

(1) 国民健康保険税

ア 納 期 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の年8回 イ 賦課基準(過去5年間)

区分	平成3	0年度~令和	13年度	令和4年度			
	医療	支援	介護	医療	支援	介護	
所得割	<u>7.4</u>	2.0	<u>1.4</u>	<u>7.4</u>	<u>2.4</u>	<u>1.6</u>	
[7] [4]	100	100	100	100	100	100	
資産割	<u>10</u> 100	_	_	100	_	_	
均等割	20,000	8,000	12,000	20,000	10,000	13,000	
平等割	3,000	_	_	3,000	_		

ウ 賦課状況(過去5年間)

区分	世帯数	被保険者 数	現年度分 調定額	一世帯当 り調定額	一人当 り調定額	最高 限度額	最低額
年度別	Α	a 奴 B (人)	で で の で の で の で の で の で の の の の の の の の	り M C/A(円)	り調定領 C/B(円)	(円)	(円)
平成30	医療分 25,624	41,672	2, 423, 323	94,572	58, 152	540,000	6,900
年度(医療分と支援分別は対象を表が	支援分 25,624	41,672	700, 141	27,323	16,801	190,000	2,400
は対象者が 同じ)	介護分 11,069	13, 201	233, 329	21,079	17,675	160,000	3,600
令和元年	医療分 24,884	39,667	2,306,850	92,704	58, 155	580,000	6,900
度(医療分と支援分は	支援分 24,884	39,667	659,674	26,509	16,630	190,000	2,400
対象者が同じ)	介護分 10,639	12,574	218,029	20, 493	17, 339	160,000	3,600
令和2年	医療分 24,563	38, 507	2, 273, 266	92, 548	59,035	610,000	6,900
度(医療分と支援分は	支援分 24,563	38,507	646,845	26,334	16,798	190,000	2,400
対象者が同じ)	介護分 10,379	12, 217	213, 485	20, 568	17, 474	160,000	3,600
令和3年	医療分 24,541	37,996	2, 221, 038	90,503	58, 454	630,000	6,900
度(医療分と支援分は 対象者が同	支援分 24,541	37,996	629,878	25,666	16,577	190,000	2,400
対象有が同じ)	介護分 10,150	11,837	205, 344	20, 230	17, 347	170,000	3,600
令和4年	医療分 24,430	37, 134	2, 175, 344	89,043	58,580	630,000	6,900
度(医療分と支援分は 対象者が同	支援分 24,430	37, 134	733,828	30,037	19,761	190,000	3,000
が 家有が同じ)	介護分 10,030	11,604	223, 435	22, 276	20, 116	170,000	3,900

工 収納状況(過去3年間)

(単位:円)

区分 年度	調	定	額	収	納	額	未	収	額	収 割	納 合
	現	3, 133, 5	97, 400	2,	, 975, 0	54,099			(7, 100) 36, 201	(94.94
2年度	滞	526,7	14,839		158,6	04, 895			38,393) 71,551	4.0	30.11
	計	3,660,3	12, 239	3,	, 133, 6	58, 994			45, 493) 07, 752	8	35.61
	現	3, 056, 2	61,599	2,	, 915, 2	57, 924		-	50, 400) 53, 275	Ç	95.39
3年度	滞	496,0	30, 049		135, 1	60, 144			64, 880) 05, 025	4	27.25
	計	3, 552, 2	91,648	3,	, 050, 4	18,068			15, 280) 58, 300	8	35.87
	現	3, 132, 6	08, 200	2,	, 983, 1	13,370		-	57, 200) 37, 630	(95.23
4年度	滞	448, 7	16, 201		136, 7	28,673			50,977) 36,551		30.47
	計	3,581,3	24, 401	3,	, 119, 8	42, 043			08, 177) 74, 181	{	37.11

(2) 保険給付状況(過去3年間)

(単位:千円)

	_			年	度			
項	目			<u> </u>	/~	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		7 17/≃	件		数	7,026	6,847	6,575
		入院	費	用	額	4,311,656	4,318,833	4, 335, 524
	療	入院外	件		数	237, 398	247, 191	245, 582
療		八阮外	費	用	額	4,077,725	4,404,693	4, 365, 469
		(注册)	件		数	59, 743	63,171	63,210
	養	歯科	費	用	額	718, 531	747,717	750,023
養		∆ ≓1.	件		数	304, 167	317, 209	315, 367
		合計	費	用	額	9, 107, 912	9, 471, 243	9, 451, 016
	諸	本小小伙	件		数	167,013	174,885	172,876
の		薬剤支給	費	用	額	2, 248, 695	2, 265, 749	2, 185, 960
0)		訪問看護	件		数	1,588	2,040	2,002
	費	初 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	費	用	額	120, 264	158, 780	152,360
		療養費	件		数	15, 645	15,594	15, 178
給		原食 質	費	用	額	112,566	148, 122	134, 130
	20	他の給付費	件		数	414	424	412
	20,	他の和的質	支	給	額	45, 732	54,318	39,533
付	古	額療養費	件		数	23, 227	24, 447	24, 270
1.3	巨	I	支	給	額	1,314,136	1,365,675	1, 362, 937
	移	送費	件		数	1	0	1
	1797	上 其	支	給	額	53	0	100

(3) 被保険者加入状況

令和5年3月末現在

区分	人口	被保険者数	加入割合	世帯数	国保世帯数	加入割合
平成 30 年度	148, 297	35, 134	23.69	65,579	21,911	33.41
令和元年度	147,542	33,986	23.03	66,060	21,595	32.69
令和2年度	146,808	33,656	22.93	66,722	21,636	32.43
令和3年度	146,074	32,400	22.18	67,072	21, 109	31.47
令和4年度	145, 360	30,630	21.07	67,769	20,409	30.12

(4) 療養の給付関係諸率

項目		年度別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	受 診 率	(%)	20.65	20.56	20.66
入	一人当り費用額	(円)	126,694	129,664	136, 196
院	一 件 当 り 日 数	(日)	16.95	16.58	16.35
	一件当り費用額	(円)	613,671	630,763	659, 395
	受 診 率	(%)	697.57	742.14	771.47
入	一人当り費用額	(円)	119,820	132, 241	137, 137
入院外	一 件 当 り 日 数	(日)	1.46	1.47	1.46
	一件当り費用額	(円)	17, 177	17,819	17,776
	受 診 率	(%)	175.55	189.66	198.57
歯	一人当り費用額	(円)	21, 113	22,449	23, 561
科	一 件 当 り 日 数	(日)	1.75	1.67	1.62
	一件当り費用額	(円)	12,027	11,836	11,866
調	受 診 率	(%)	495.42	531.18	549.36
調剤	一人当り費用額	(円)	69,610	72,791	73, 456
訪看	一 件 当 り 日 数	(日)	1.23	1.24	1.23
看 	一件当り費用額	(円)	14,051	13,704	13, 371

その他

出産育児一時金 (一件当り) 488,000円 (令和5年4月1日より) 令和5年3月31日以前の出産については408,000円

*産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合 12,000 円加算

葬祭費(一件当り) 50,000円(平成19年1月1日より)

8 健康福祉

(1) 健康福祉センター

ア 施設の概要

名		称	入間市健康福祉センター
所	在	地	入間市大字上藤沢730番地1
敷	地 面	積	17, 279. 18m²
建	築面	積	4, 004. 59 m²
延	床面	積	7, 955. 77 m²
建	物の構	造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)3階建
設	置年月	日	平成15年4月1日
建	設	费	総建設費 3,363,338千円 国庫補助金

イ 開館時間及び休館日

☆開館時間 午前8時30分から午後10時までです。

☆休 館 日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

ウ 使用料

☆施設使用料(団体利用施設に係る使用料)

(単位 円)

	午 前	午 後	夜 間	全 日
施設名	9時~正午	1 時~ 5 時	午後5時30分 ~午後10時*	午前9時~ 午後10時
201会議室	200	3 0 0	3 0 0	700
202会議室	200	3 0 0	3 0 0	700
203会議室	200	3 0 0	3 0 0	700
調理実習室	900	1, 200	1, 300	3,000
301会議室	1,800	2, 400	2, 700	6, 200
302会議室	900	1, 200	1, 300	3,000
スタジオ	500	600	700	1,600

使用できる団体は、健康、医療、福祉、環境、文化、スポーツ及びまちづくり活動を 目的とする団体に限ります。

※夜間の利用時間について、スタジオは午後9時までとなります。

☆施設使用料(個人利用施設に係る使用料)

(単位 円)

施設名	利用区人	金額
旭 故 石	利用区分	65歳未満 65歳以上
	1 回 券	300 200
トレーニング室	回数券(11回券)	3, 000 2, 000
トレーーング至	1か月定期券	3, 000 2, 000
	3か月定期券	6,000 4,000

【トレーニング室の利用について】

●利用時間: 月~土曜日 午前9時~午後10時(受付は午後9時まで)

日曜日 午前9時~午後5時 (受付は午後4時まで)

●利用条件: 15歳以上(中学生を除く)でセンターが行う講習を修了した方

●使 用 料: ※市内、所沢市、飯能市、狭山市、若しくは日高市の区域内に住所

を有しない方(市内に在勤、又は在学する方を除く。)の使用料

は、倍額となります。

※令和4年度は、新型コロナ感染拡大防止のため、定期券の販売を 休止しています。

☆健康診断に係る費用

(単位 円)

健康	診断	の種類	対象	金額
人間	ド	ック	28歳以上の方	37,000
	喀痰	(かくたん)検査		3, 000
	婦人科	乳がん検査		2, 000
人間ドック オプション 検査 子宮頸がん 検査 腫瘍マーカー検査 胃がんリスク検査		子宮頸がん	人間ドックオプション検査を 希望する方	3, 000
		アーカー検査		4, 400
		んリスク検査		5,000
市民	健	康 診 断	16歳以上40歳未満の市民 (職場等で受診機会がある方 は除く)	1, 300
胃部エックス線 検査 胃内視鏡検査			16歳以上30歳未満の市民 (職場等で受診機会がある方 は除く)	1, 400
		胃内視鏡検査	50歳以上の市民で前年度に 同検査を受診していない方	3, 000
肝炎「	ー ウ イ	ルス検診	40歳以上の市民で過去に同 検査をしたことが無い方	700
自	が立腺が	ぶん検診	50歳以上の男性市民	1,000

(2) 成人健(検)診の受診状況

健(検)診名	令和4年度 対象者(人)	令和4年度 受診者(人)	受診率(%)	要精密検査(人)
胃がん検診 (30歳以上)	53,079	3, 616	6.81	9 8
(16 歳以上 30 歳未満)	9,320	6	0.06	0
子宮頸がん検診	33, 985	6, 333	18.63	1 3 0
乳がん検診	28,877	5, 309	18.38	3 5 9
肺がん・結核検診	62, 399	13,308	21.33	6 7 4
大腸がん検診	53,079	9,788	18.44	582
前立腺がん検診	17,789	2, 529	14.22	2 4 4
成人歯科検診	8, 176	7 2 8	8.90	(要医療)528
骨粗しょう症検診	3, 112	5 2 7	16.93	(要医療) 1 4 8
市民健康診断	_	286	_	_
肝炎ウイルス検診(節目)		2 4	_	0
(節目外)	_	298	_	(陽性) 2

(3) 予防接種の受診状況

予防接種名	令和4年度 接種者(人)	令和3年度 接種者(人)	増減(人)	備考
ヒブ (Hib)	2, 832	3,063	△231	
小児用肺炎球菌	2, 829	3, 061	△232	
4種混合	2, 835	3, 163	△328	
二種混合	798	867	△69	
BCG	7 2 0	766	△46	
水痘	1, 457	1, 487	△30	
麻しん風しん混合	1, 705	1, 819	△114	
日本脳炎	4,823	2, 363	2, 460	
HPV(子宮頸がん)	1, 506	3 6 2	1, 144	令和4年度より勧奨再開
B型肝炎	2, 041	2, 289	△248	
ロタウイルス	1, 457	1, 632	△175	
風しん追加対策	157	2 2 5	△68	平成31年4月から令和7年 3月31日までの6年間
高齢者インフルエンザ	21,842	20,740	1, 102	
高齢者肺炎球菌	1, 401	1, 426	△25	

(4) 乳幼児健診の受診状況

(令和4年度)

健 診 名	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
3~4か月児健診	7 2 1	7 0 3	97.5
1歳6か月児健診	8 4 6	815	96.3
3 歳 児 健 診	896	882	98.4

(5) トレーニング室の利用状況

(令和4年度)

	147.40.100		(1411) - 1/2/
利用	形態	利用延人数(人)	利用率(%)
	70歳以上	19,684	47.7
	60歳代	8, 137	19.7
	50歳代	6,042	14.6
	40歳代	3, 597	8. 7
個人利用者	30歳代	1,658	4. 0
	20歳代	1, 793	4. 3
	10歳代	3 7 1	0.9
	小 計	41, 282	100.0
	65歳以上	9 6	19.0
初回講習会 参加者	65歳未満	4 0 8	81.0
	小 計	5 0 4	100.0
	65歳以上	2 6	36.1
再講習会 参加者	65歳未満	4 6	63.9
	小 計	7 2	100.0
		41,858	